

映画「靖国 YASUKUNI」に関する回答について

当神社は平成 20 年 5 月 1 日、有限会社龍影と李纓監督に対し、映画「靖国 YASUKUNI」に関する再通知を行いました。5 月 13 日付で回答がありましたので報告します。なお、回答書の内容は以下の通りです。

平成 20 年 5 月 26 日

靖 國 神 社 広 報 課

回 答 書

平成 2 0 年 5 月 1 3 日

〒 1 0 2 - 8 2 4 6

東京都千代田区九段北 3 丁目 1 番 1 号

靖國神社

総務部長 小方孝次 殿

有限会社龍影及び李纓代理人

東京千代田法律事務所

弁護士 梓 澤 和 幸

中山法律事務所

弁護士 中 山 武 敏

四谷総合法律事務所

弁護士 内 田 雅 敏

四谷総合法律事務所

弁護士 芳 永 克 彦

四谷総合法律事務所

弁護士 内 藤 隆

飯田正剛法律事務所

弁護士 飯田正剛

諏訪の森法律事務所

弁護士 中川重徳

東京アドヴォカシー法律事務所

弁護士 杉浦ひとみ

城北法律事務所

弁護士 大山勇一

リンク総合法律事務所

弁護士 山口貴士

ミネルバ法律事務所

弁護士 藤原家康

東京共同法律事務所

弁護士 只野靖

城北法律事務所

弁護士 田場暁生

東京共同法律事務所

弁護士 村上一也

城北法律事務所

弁護士 加藤幸



出口法律事務所

弁護士 出口 裕 規

千葉中央法律事務所

弁護士 宮 腰 直 子

静岡合同法律事務所

弁護士 西ヶ谷 知 成

法円坂法律事務所

弁護士 江野尻 正 明

横浜法律事務所

弁護士 杉 本 朗

墨東法律事務所

弁護士 山 本 志 都

東京南部法律事務所

弁護士 長 尾 詩 子

まちだ・さがみ総合法律事務所

弁護士 志 田 なや子

旬報法律事務所

弁護士 蟹 江 鬼太郎

渋谷共同法律事務所

弁護士 萩 尾 健 太



信州しらかば法律事務所

弁護士 毛利 正道

リンク総合法律事務所

弁護士 紀 藤 正 樹

リンク総合法律事務所

弁護士 佐々木 大 介

リンク総合法律事務所

弁護士 江 川 剛

リンク総合法律事務所

弁護士 刑 部 志 保

T O K Y O 大樹法律事務所

弁護士 井 堀 哲

銀座東法律事務所

弁護士 浅 野 史 生

港合同法律事務所

弁護士 大 口 昭 彦

虎ノ門合同法律事務所

弁護士 長谷川 直 彦

パートナーズ法律事務所

弁護士 河 村 健 夫

東京共同法律事務所

弁護士 日 隅 一 雄

發送人兼連絡先

〒 1 6 0 - 0 0 2 2

東京都新宿区新宿 1 - 1 5 - 9

さわだビル 5 階

東京共同法律事務所

電 話 0 3 - 3 3 4 1 - 3 1 3 3

F A X 0 3 - 3 3 5 5 - 0 4 4 5

弁護士 日 隅 一 雄



冠省 当職らは、貴神社の平成20年4月11日付け通知書及び同年5月1日付け通知書に対し、有限会社龍影及び李纓（以下「被通知人ら」と言います）の委任を受け、以下のとおり回答します。

平成20年4月25日付け回答書でも明言したとおり、映画「靖国 YASUKUNI」（以下「本映画」と言います）で使用されている映像は、全て、カメラを構えて撮影したものであり、隠し撮りなどは一切していません。従いまして、法的な問題はないと考えております。しかし、



それにもかかわらず、貴神社が平成20年4月11日付け  
通知書において、撮影方法などに問題があるかのような指  
摘をされたことから、貴神社のご質問の前提事実の認識に  
齟齬があるように思われたため、上記回答書で数点質問を  
させていただきました。

しかし、貴神社からは、ウェブサイト上で表示されてい  
る撮影に関する案内についてのご説明などはありましたが  
、従前の報道などに関する具体的な許可などについてのご  
説明はありませんでした。被通知人らとしては、貴神社の  
さらなる回答を待つて回答したいところですが、回答を先  
延ばしにする意図はまったくありませんので、現時点で下  
記のとおり、貴神社に回答いたします。

#### (1) 撮影手続について

被通知人らは、貴神社が撮影するにあたって許可が必要  
だとされる行事を撮影する際は、貴神社が認めるとおり、  
許可願いなどを提出しております。

そのほかの撮影場面では、遊就館内を含め通常どおりカ  
メラを構えて撮影しておりましたが、特に貴神社から撮影



について、許諾が必要である旨の指摘などはいただいております。

したがって、撮影方法自体に問題があるとは考えておりません。

## (2) 撮影対象について

貴神社は、霊璽奉安祭の映像について一般的に撮影を許可していない旨、主張されますが、貴神社ご存じのとおり、霊璽奉安祭については、平成17年10月17日、テレビ朝日が映像を報道しております。被通知人らは、同日、テレビ朝日が当該報道にかかる撮影を行っている横で、貴神社の担当者立ち会いのもと、霊璽奉安祭の様子を撮影しました。この際、上記担当者から被通知人らに対し、撮影の制止などの指示・要請は全くありませんでした。したがって、撮影対象についても何ら問題はないと考えております。

また、高金素梅氏らが社務所を訪問した場面及び遊就館内の撮影場面を含む全映像について、貴神社、貴神社の職員及び参拝者の肖像権やプライバシーに関する法的問題はないと考えております。



(3) 御神体について

貴神社は、平成20年5月1日付け通知書において、貴神社のご神体について、「刀」ではなく、「神剣」すなわち「剣」である旨主張されました。しかし、同年4月25日付け回答書で述べたとおり、「刀」という概念は、非常に幅が広く多義的なものであり、表現に問題はないと考えております。しかし、貴神社が、ご神体について、「神剣」（及び神鏡）である旨指摘された点については、映画「靖国」の公式ウェブサイトにおいて、その旨注記するとともに、今後本映画をDVDなどとして販売する際には、同封する解説書にその旨注記することを検討したいと考えております。

以上のとおり回答いたします。

不一

この郵便物は平成20年5月13日第

22967号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

